

令和2年度日本大学創立130周年記念奨学生（第2種）募集要項

1 日本大学創立130周年記念奨学生

日本大学創立130周年記念奨学金給付規程に基づき、奨学金を受ける者を日本大学創立130周年記念奨学生（以下「奨学生」という）という。

2 応募資格

奨学生は、日本大学学部（法学部第二部，通信教育部を除く）又は短期大学部（以下「学部等」という）に在学中の学生（外国人留学生は除く）で、次の条件を備えているものとする。

なお、本奨学金の第1種及び第3種との併給は不可とするが、他の本学奨学金との併給は可能とする。

① 経済的理由により学費等の支弁が困難であり、父母の収入・所得金額を合算した金額が以下の(1)又は(2)の条件を満たすこと。家族構成によっては、それに代わる主たる家計支持者の収入・所得金額が(1)又は(2)であること。

- (1) 給与所得者の場合 800万円以下
- (2) 給与所得以外の者の場合 350万円以下であること。

② 修学意志が堅固で優良な資質を持っていること。

3 採用予定人数 150名【大学全体】

4 奨学金の給付額等

- ① 給付額 年額30万円
- ② 給付期間 当該年度1か年とする。（ただし、再選考を経て次年度以降の給付を妨げない。）
- ③ 給付方法 後学期分授業料に充当することにより行う。

5 申請方法

① 提出書類

- (1) 奨学金申請書（所定の書式）
- (2) 市区町村役場が発行した、父母両方の最新（令和元年年分）の所得証明書。
- (3) 成績証明書 ※歯学部で用意するため添付不要 ※1年生は不要

② 提出先

歯学部学生課

③ 提出方法

郵送にて提出

③ 提出締切日

令和2年6月26日（金） 歯学部学生課必着

6 奨学生の選考及び決定

資格審査の後、学部長等が推薦した候補者について、日本大学創立130周年記念奨学生選考委員会の議を経て、大学が決定する。

7 奨学金の給付停止及び返還

日本大学創立130周年記念奨学生選考委員会が、次の各号のいずれかにより奨学生を不適格と認めた場合には、大学は、奨学金の給付を停止又はその給付を取り消して、既に給付した奨学金の全部又は一部を返還させることができる。

- ① 休学又は退学したとき。
- ② 学則に違反する行為があったとき。
- ③ 操行が著しく不良となったとき。

8 高等教育の修学支援新制度の対象者への対応

- ① 「大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）」による授業料減免等の対象者は、本奨学金の奨学生にはなれません。
- ② 本奨学生として採用された後、「大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）」による授業料減免等の対象者となった場合は、奨学生の資格を失いますが返還の必要はありません。

9 問い合わせ先

歯学部学生課

〒101-8310 東京都千代田区神田駿河台1-8-13

メールアドレス：de.student@nihon-u.ac.jp

※電話でのお問い合わせは御遠慮ください。

以 上